

育児休業等の延長に係る制度改正を求める意見書

2017年10月の育児・介護休業法改正に伴い、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間延長をするためには、保護者等が、雇用主やハローワークに、保育所に入所できなかったことの証明書として入所保留通知書もしくは入所不承諾通知（以下「通知」と言う）を提出することが必要となっている。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日の後の期間に育児休業を取得する場合、子が1歳6カ月に達する日の前日まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できた。さらに、2017年10月1日からは、法改正により、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6カ月に達する日の後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日の前日まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになった。

そのため、育児休業等の延長を希望する保護者等が、「通知」の取得のために、入所申し込みをせざるを得ない状況が多数生じている。本市のように保育所待機児童が存在している自治体の場合、そのために入所枠にあきのない保育所1園のみを記入して入所申し込みをするケースも出ている。

育児休業を延長したい保護者等には、提出書類の作成・提出、自治体担当職員との面談が発生する。自治体側には、提出書類の確認、保護者との面談、ポイント制に係る点数計算と利用調整等の事務が発生する。双方に不必要な事務的負担が生じていると言わざるを得ない。また、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないというケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、育児休業等の延長に係る制度改正を下記のとおり求める。

記

- 1 仕事と家庭の両立支援という育児・介護休業法の趣旨をさらに推し進め、保護者が希望すれば子どもが2歳になるまで育児休業を取得し、育児休業給付金を受給できる制度とすること。
- 2 このような制度改正が施行されるまでの間、上記の実務上の問題点を踏まえ、「通知」の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように弾力的運用を認めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸治重